障福第７９９号

令和５年（2023年）５月２３日

各児童発達支援事業所管理者　　　　　様

各放課後等デイサービス事業所管理者　様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

精神医療担当課長

　　　子ども安全安心対策事業（送迎用バスへの安全装置の設置）に係る所要額調査

について（依頼）

　日頃から、本道の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　標記について、こども家庭庁支援局障害児支援課から別添のとおり依頼がありましたので、補助金の申請を予定している事業所は、次のとおり提出をお願いします。

　なお、本事務連絡の内容や事業の概要については道のホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください。（URL　<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/153861.html>）

記

１　提出様式

　　別添「所要額調書（子ども安全安心対策事業）」（Excelファイル）のとおり

２　提出期限

　　令和５年６月９日（金）必着

３　提出方法

北海道電子自治体共同システムによる電子申請とします。

（１）次のアドレスにアクセスし、必要事項を入力するとともに、所要額調書（Excelファイル）をアップロードしてください。

　　　アドレス：<https://www.harp.lg.jp/buDBDON1>

（２）「確認」ボタンを押し、入力内容が間違いないことを確認の上、「送信」ボタンを押してください。

（２）システムへの登録後、受付完了メールが送信されます。受付完了メールが届かない場合、システムに登録されていない可能性がありますので、必ず受付完了メールをご確認ください。

４　留意事項

（１）今回提出がない場合、補助の対象となりませんので、ご留意ください。

（２）令和５年４月１日から令和６年３月31日までに安全装置を設置するものが対象となります。

（３）所要額調書の作成に当たっては、国からの事務連絡及び記載要領をよく読んで作成してください。特に、義務化（補助）の対象となる車両要件の確認について、十分留意してください。

（５）この補助金は、国から北海道に交付される補助金をもとに、北海道から各事業所に補助を行います。今回の所要額調査の提出をもって、補助が決定するものではありません。具体的な申請手続等については、別途ご連絡します。

（４）国が実施する事業のうち、「②ICTを活用した子どもの見守り支援事業」及び「③登降園管理システム支援事業」については、現時点で、道における実施予定はありませんので、ご承知おきください。

５　添付書類

（１）「子どもの安全安心対策支援事業の所要額調査について」（令和５年５月18日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

（２）「子ども安全安心対策事業の実施について」（令和５年５月18日付けこ支障第７号こども家庭庁支援局長通知）

連絡先

発達支援係

TEL　011-204-5264（直通）

ﾒｰﾙ　hofuku.shohuku2@pref.hokkaido.lg.jp

※お問い合わせは、メールでお送りください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　011-204-5264（直通）